

令和2年度実績の評価方法等についての協会けんぽにおける議論①

1.協会けんぽの運営委員会における議論の経緯等

- 協会けんぽには、事業主及び被保険者の意見を業務運営に反映させるため、事業主代表、被保険者代表及び学識経験者から構成される運営委員会が置かれている。運営委員会では、インセンティブ制度に係る令和2年度実績の評価方法等について、以下のような日程で議論が行われているところ。
 - ・ 第108回運営委員会（令和2年12月18日開催）において、議論開始
 - ・ 第112回運営委員会（令和3年9月16日開催）において、改めて議論
 - ・ 第113回運営委員会（令和3年11月26日開催）において、決定予定

2.第112回運営委員会（令和3年9月16日開催）における議論の概要

〔事務局からの説明〕

- インセンティブ制度は、3年間で段階的に保険料率を上げていくこととされており、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響があった3月分の実績値のみを補正し、インセンティブ保険料率を0.004%から0.007%に予定通り引き上げた。
- 令和2年度実績の評価方法等についての論点は、①通年に渡って各地域で新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、実績値の補正を行うことで評価ができるか、②インセンティブ保険料率は、政令によって0.007%から0.01%に引き上げることが定められているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、引き上げを行うかどうかの2点。
- 昨年12月に開催した第108回運営委員会において、「新型コロナウイルス感染症の影響を補正して評価することは困難」との認識で一致していたところ。
- 年度全体の実施状況を見ても地域によってバラつきが大きく、補正は困難と考えられる。また、インセンティブ保険料率についても、このような状況を踏まえ、引き上げを行わずに据え置き、影響を最小限に止めることが必要ではないかと考えている。なお、健保・共済の後期高齢者支援金加算・減算制度でも、令和2年度については補正を行わずに加算率を据え置くこととしている。
- これらを踏まえ、令和2年度実績については、補正を行わずに、令和2年度実績を反映する令和4年度のインセンティブ保険料率は0.007%に据え置くこととしてはどうか。

令和2年度実績の評価方法等についての協会けんぽにおける議論②

〔運営委員から出されたご意見〕

- 令和2年度実績を補正して評価することは困難であるため、インセンティブ保険料率を0.007%に据え置くことは妥当であると考える。
- 事務局の提案に賛成する。
- インセンティブ保険料率について、本来であれば予定通り引き上げたいところではあるが、新型コロナウイルスの感染拡大が予想以上に広がっている今の状況では厳しいと思うため、インセンティブ保険料率を0.007%に据え置くことで賛成。

〔運営委員長のご発言〕

- 基本的にやむを得ない状況であり、令和2年度実績の評価については補正を行わずにインセンティブ保険料率を据え置くべきとの意見であった。いずれにせよ、インセンティブ制度に係る令和2年度実績の評価方法等については、次回11月に運営委員会としての意見を取りまとめることとしたい。